

令和5年10月定例会

教育長報告

久喜市教育委員会

資料 目 次

ア 久喜市議会令和5年9月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）について	1
イ 久喜市議会令和5年9月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について	26
ウ 久喜市教育委員会事務局職員の人事について	別紙
エ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について	27
オ 久喜市久喜市武道外部指導者の委嘱について	28

ア 久喜市議会令和5年9月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）
について

発言番号 1-2	通告第 2 号	山田 正義 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

2 学校図書館について

《質問の要旨》

- (1) 現在の学校図書館図書標準の達成状況について伺う。
- (2) 小中学校の図書の適切な廃棄・更新の状況について伺う。
- (3) 小中学校ごとの新聞の複数紙配備の状況について伺う。
- (4) 学校司書の配置状況及び配置率について伺う。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

令和5年3月31日現在、31校のうち27校が達成しているところでござります。

次に、(2) でございます。

図書の廃棄につきましては、破損が激しく修復困難なものや、社会情勢の変化や科学技術の進歩に伴う知識の更新、あるいは歴史・地理的事実の変化などにより記述内容が現状と合わなくなつたものなど、各学校の判断で行っているところでございます。

また、更新につきましては、廃棄した図書と蔵書の分類ごとのバランスを勘案し、行っているところでございます。

次に、(3) でございます。

学校に確認したところ、全ての学校において学校図書館に新聞を配架しており、そのうち複数紙を配架している学校は19校でございます。

次に、(4) でございます。

本市では、現在、学校司書を配置している学校はございませんが、各学校では、学校図書館司書教諭講習を修了した職員が司書教諭として、図書資料の収集や展示、蔵書管理や貸し出し、読書活動に対する指導を行っております。

《質問事項》

1 子どもたちの熱中症等の安全対策強化を求める

《質問の要旨》

(1) 登下校中の安全対策について

- ア 置き勉の推進状況を伺う。
- イ ランドセルに代わる軽易なザック等の使用状況を伺う。
- ウ 日傘やネッククーラー、冷感タオル、ハンディ扇風機等の使用状況を伺う。
- エ ランドセルやザック等の背中に、通気性の高いメッシュや、保冷剤等を収納するパッド等を配布している自治体があるが、市の推進状況を伺う。
- オ クーリングシェルターの設置について意欲を伺う。
- カ 登下校中の見知らぬ人への挨拶の有無と防犯上・教育上の関連性について認識を伺う。
- キ ブロック塀の点検や、新たに通学路指定された箇所の安全点検の取り組み状況を伺う。

(2) P T A会費から費用を捻出し、校内にウォーターサーバーを設置している学校があるが、全小中学校に公費でウォーターサーバーを設置してはどうか。

【答弁原稿】

大項目1の(1)のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、アでございます。

家で使用することのない教科書等の学用品は、学校に置いていくよう教員が声をかけ、携行品が過重とならないよう全ての学校において配慮しています。

次に、イでございます。

児童が登下校で使用する鞄については、熱中症対策の一つとして、県の通知に基づき、風通しのよい鞄の使用を推奨しておりますので、近年は、身軽なリュックサック等を使用している児童も増えてきております。

次に、ウからオにつきましては関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

学校では、帽子の着用や積極的な水分補給など、登下校中の熱中症予防について、日々指導しているところでございます。

日傘、ネッククーラー、冷感タオル、ランドセルに装着する保冷パッド等につ

いては、近年の夏の暑さにより、利用する子どもたちが増えていると認識しております。

なお、ハンディ扇風機については、登下校時に使用している児童がいることは認識しているところでございますが、交通安全の観点から、使用にあたり注意喚起を行っている学校もございます。

また、学校では、子どもたちが登下校中に体の不調を感じた場合には、学校や家に到着するまで我慢することなく、周囲の大人に助けを求めるよう、指導しているところでございます。

次に、カでございます。

各学校では、日々の挨拶の大切さを教えており、学校内では、すべての人々に対する挨拶を指導しております。

一方、登下校中につきましては、防犯上の観点から、挨拶をする場合、一定の距離をとるよう指導しております。

次に、キでございます。

教育委員会では、毎年4月に市内小・中学校に対して通学路の危険箇所についての報告を求めており、通学路において特に注意を要する箇所やその具体的な状況などを取りまとめ、危険箇所を把握しているところでございます。

次に、(2)でございます。

現在のところ、公費によるウォーターサーバーの設置は、考えていないところでございますが、今後、設置した学校における使用状況について、確認してまいります。

発言番号 1-3

通告第 4 号

丹野 郁夫 議員

《質問事項》

2 (仮) 鶴宮西小中学校を誇りある学校としていくために

《質問の要旨》

- (1) 設立準備委員会で協議すること、事務局で協議することの所掌範囲を伺う。
- (2) 校舎増築部分の検討状況を伺う。
- (3) 用地の取得状況を伺う。
- (4) 体育館の検討状況を伺う。
- (5) 教職員の配置の考え方を伺う。
- (6) 各種学校行事、学校に関する各種団体（PTA等）のあり方を伺う。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、（1）でございます。

鷺宮西中学校区における義務教育学校設立準備委員会の主な協議事項といったしましては、校名、校歌、校章に関すること、制服等に関すること、教育目標等の学校運営に関するここと、通学路、通学方法に関するなどがございます。

教育委員会事務局では、義務教育学校を設置するにあたり不足する教室の整備や既存校舎の改修など、学校施設の整備に関することを検討しているところでございます。

次に、（2）でございます。

「9年間過ごすもう一つの家のような学校」「先進的な教育環境に対応できる学校」「教職員がいきいき働く、風通しの良い学校」「メンテナンス性、環境に配慮した学校」をコンセプトに、校舎増築部分の設計業務を進めております。

現在、基本設計案に基づき、府内協議に向け準備を進めているところでございます。

次に、（3）でございます。

現在、学校敷地に隣接する用地の測量業務及び不動産鑑定業務を実施しており、それらが完了した後に、用地取得のための予算化を進めてまいりたいと考えております。

次に、（4）でございます。

屋内運動場につきましては、増築校舎内に第2屋内運動場を整備するほか、既存の屋内運動場については、児童の利用にも対応できるよう改修工事を実施することを検討しております。

次に、（5）でございます。

教職員につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、埼玉県市町村立小・中学校県費負担教職員配当基準により、学級数に応じて配置されます。

このほか、義務教育学校に係る教職員の加配として、「学校統合支援加配」などがございますので、加配について県に要望してまいります。

また、新校設立ということを踏まえて、鷺宮小学校、鷺宮西中学校に勤務していた教職員が、可能な限り（仮称）鷺宮西小中学校で勤務することができるよう、県に配慮を求めてまいります。

次に、（6）でございます。

各種学校行事につきましては、新校の設立までに現在の鷺宮小学校と鷺宮西中学校で協議し検討してまいります。

また、PTAや学校運営協議会、ゆうゆうプラザ実施委員会などの組織につきましては、学校の統合に伴い廃止となり、新校として改めて設立することとなります。

《質問事項》

1 久喜市公共施設個別施設計画の対照表について

《質問の要旨》

(2) 学校教育系施設について

ア 現在、第4期（2055年）までに小学校9校、中学校4校を削減予定としているが、今後、久喜市の人口が増加した場合にこの計画を見直しする考えがあるか伺う。

イ 菖蒲地区の小学校5校を1校とし、現在の菖蒲中学校の近隣に市内2番目の義務教育学校を設置するという考え方について市の見解を伺う。

(3) 図書館・資料館について

菖蒲図書館以外はすべて第4期計画までに新築となっておりますが、なぜ菖蒲地区だけが菖蒲総合支所へ移転にとどまり新築にならないのか非常に不公平感を感じますが理由を伺います。

【答弁原稿】

大項目1の(2)のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、アでございます。

久喜市公共施設個別施設計画に記載しております小・中学校の目標数については、将来的な人口減少や構成を踏まえた上で、1校当たりの適正規模を12学級、全児童数470名、生徒数480名と定め、それに応じて必要となる学校数を「あるべき値」として設定しているものとなります。

仮に人口の増加が続き、この算定の基礎となった児童数や生徒数が大きく変わることが見込まれる場合には、個別施設計画の見直しの際に、目標数の見直しをする必要があると考えております。

次に、イでございます。

菖蒲地区においては、現時点で、児童数が減少していく見込みでありますから、「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、引き続き統合の検討を進めてまいります。

次に、(3)でございます。

菖蒲図書館につきましては、第2期計画に示している文化会館の集約化に伴い、現在の菖蒲総合支所へ移転する計画としております。

移転に当たりましては、施設改修を行い、現在の菖蒲図書館と同規模程度で整備することを想定しており、その後、第4期には菖蒲総合支所につきましても、更新する計画としております。

発言番号 1-6	通告第 14 号	斎藤 広子 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

1 小中学校の体育館にエアコン設置を

《質問の要旨》

- (1) 今年の夏の授業・部活・学校体育施設開放事業・選挙などで学校の体育館が使用されたと思うが、暑さに伴う利用状況について伺う。
- (3) 緊急防災・減災事業債の活用は検討しているか。
- (4) 学校施設環境改善交付金の活用を積極的に行うべき。

【答弁原稿】

大項目1のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

令和5年6月から8月にかけての各小中学校の屋内運動場の利用状況でございます。

まず、学校の授業や部活動につきましては、この間も屋内運動場を利用しているところでございますが、暑さ指数(WBGT)を確認した結果、利用を中止したこともあると伺っております。

次に、学校体育施設開放事業につきましては、8月末現在において、利用している市民団体等が約220団体であるとのことです、実際の利用状況については把握していないと伺っております。

次に、8月6日執行の埼玉県知事選挙において、投票所となっている屋内運動場につきましては、予定どおり使用されております。

次に、(3)、(4)のご質問は関連がございますことから一括してご答弁申しあげます。

緊急防災・減災事業債及び学校施設環境改善交付金につきましては、充当率、交付税措置率、補助率といった点から、大変有利な財源であると認識しているところでございます。

発言番号 1-6	通告第 14 号	斎藤 広子 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

1 小中学校の体育館にエアコン設置を

《質問の要旨》

- (6) 小中学校体育館のエアコン設置について、市長の決意を伺う。

【答弁原稿】※市長答弁

大項目1の(6)のご質問に対してご答弁申し上げます。

近年、夏の暑さは厳しさを増しており、その影響は、授業や部活動で体育館を使用する児童生徒だけでなく、体育館で様々な活動を行う市民の皆様へも及んでおります。

この夏の暑さも大変厳しいものであり、こうした状況は、今後も続くものと考えております。

このようなことから、学校の体育館へのエアコン設置に向けた検討を進めてまいります。

発言番号 1-6	通告第 14 号	齊藤 広子 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

2 給食費の公会計化の取り組みについて

《質問の要旨》

- (1) 令和3年6月議会の答弁において「市長部局と教育委員会と連携し実施へ向けた課題について検討を行って参りたい」とあるが、どの様に連携を進めてきたか伺う。
- (2) 文部科学省のHPでは具体的な先進事例が上げられているが、久喜市として公会計を導入した場合、下記の全ての事例についてどの様な効果があると考えられるか伺う。
 - ア コスト削減の工夫をし、インターネットサービスを利用した納入に対応。
 - イ 児童手当からの徴収。
 - ウ 市税等と併せた口座振替への対応。
 - エ ふるさと納税等の徴収と同じ契約とすることで固定費を抑えながら、インターネットサービスを利用した納入。
 - オ 約4割の保護者が児童手当からの徴収を選択。徴収率の向上や職員の負担軽減。
 - カ 未納時における児童手当からの徴収申出をあらかじめ取得。
 - キ 口座振替依頼書の様式を市税と統一し、保護者が市税と併せて依頼を実施。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

学校給食費の公会計化にあたりましては、これまで学校が担っていた徴収・管理業務を全て教育委員会で行うことから、事務局職員の業務量の増大やシステムの導入に必要な予算の確保などの課題があると認識しています。

このようなことから、埼玉県内で公会計化を実施している自治体に対し、導入時期や期間、システム内容、職員の配置状況などについて調査し課題を整理するとともに、公会計化に向けた準備体制について検討しているところであります。が、市長部局との具体的な協議には至っていないところでございます。

次に、(2) のアでございます。

インターネットを利用した決済サービスの利用については、保護者が24時間365日、パソコンやスマートフォンを使い学校給食費を納入できることから、利便性が向上するものと考えております。

次に、イとオとカは関連がありますので、一括してご答弁申し上げます。

児童手当に関する事項につきましては、現在のところ、担当部署との調整はできていないところでございますが、児童手当から徴収することにより、学校給食費の確実な収納に繋がるものと考えております。

また、児童手当からの徴収を活用することや未納があった場合に児童手当から徴収することは、収納率の向上や未納発生時の事務負担が軽減するものと考えております。

次に、ウでございます。

市税等と併せた口座振替への対応につきましては、保護者が利用できる金融機関の選択肢が増え、利便性が向上するものと考えております。

次に、エでございます。

インターネットを利用した納入に対応するため、他のシステムと共同して契約することにより、基本利用料のコスト削減が図れるものと考えております。

次に、キでございます。

様式を統一することにより、保護者の手続きが簡素化され、利便性が向上するものと考えております。

発言番号	2-1	通告第	7号	大谷 和子 議員
------	-----	-----	----	----------

《質問事項》

3 「誰一人取り残さない」ために久喜市立のフリースクール設置を

《質問の要旨》

久喜市では、オンライン学習の機会を提供する KDX 教室を設置しているが、オンラインではできない活動をすることも必要である。「誰一人とりのこさない」ための次の一手としてフリースクールを設置できないか伺う。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対してご答弁申し上げます。

不登校児童生徒数は全国的に増加しており、本市においても不登校対策が喫緊の課題となっていることから、教育委員会では、誰一人取り残さない学びの機会を保障するため、各学校で一人一台学習者用端末を活用したオンライン学習を実施しております。また、オンライン上で同時双方向型の学習支援を行うための「オンライン分教室（KDX）」を県の協力を得て実施しております。今後は、より多くの不登校児童生徒に利用してもらえるよう、メタバースの導入などを検討してまいります。

本年3月に文部科学省が示した不登校対策 COCOLO プランでは、自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間で、自分に合ったペースで学習・生活ができるよう校内教育支援センターとなるスペシャルサポートルームの設置を求めていました。すでに、本市の中学校には同様の施設を用意し、在籍する学級の授業にオンラインで参加したり、指導する教員と個別に学習したりしている学校もあり、フリースクール同様、子どもたちの自主性を尊重した安心できる居場所の一つとなっておりますので、今後は、さらなる設置を進めてまいります。

また、市内4か所に設置している教育支援センターでは、指導員と利用している子ども同士の交流を通じ、集団への適応や情緒の安定、基礎学力の補充などの学習支援を行うことで、学校に復帰するためのステップとなっています。センターでは「自己決定、自己発信、自己信頼」を目指す姿として掲げ、子どもたちの個性や可能性を伸ばすように努めています。

今後は、新たにフリースクールを設置するのではなく、現在ある教育支援センターが、COCOLO プランに示されているような学校以外の学びの場、多様な居場所となるように、一人一人のニーズに合った活動や体験的活動を行うフリースクールのノウハウを取り入れ、フリースクールの役割を担ってまいりたいと考えています。

発言番号 2-2	通告第 1 号	石田 利春 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

1 大規模水害による「逃げ遅れゼロ」をめざした避難体制の構築を

《質問の要旨》

(2) 台風19号と同様の台風が来たと想定した場合、久喜市が発する避難情報はどのようになるのか伺います。

ウ 学校の休校、早退の対応はどの時点で発令することになりますか。「タイムライン」の中に位置づけておくべきと考えますがいかがですか。

【答弁原稿】

次に、(2) のウについてご答弁申し上げます。

非常変災時における学校の臨時休業につきましては、気象状況等を勘案のうえ、各学校長が判断するものでございます。

また、「利根川上流版 台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、市区町の避難指示の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）」には、災害の発生時を起点にしておおむね48時間前から24時間前までの間に、学校長に対し休校の判断について確認すると定めているところでございます。

発言番号 2-2

通告第 1 号

石田 利春 議員

《質問事項》

4 今年の夏は猛暑がつづきました。学校での影響はどうか。

《質問の要旨》

- (1) 猛暑の影響から、学校環境衛生基準で望ましいとされる28度を超え、クーラーの効かない教室が全国では出ていると聞きますが、久喜市ではいかがでしたか。
- (2) 冷房が効かないと、効果を上げるため扉や窓を締め切っていることから二酸化炭素の濃度も高くなっていると聞きます。調査したことはありますか。

【答弁原稿】

大項目4のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

市内の小・中学校から、エアコンが効かないという声は、ございません。

次に、(2) でございます。

小・中学校における二酸化炭素濃度の測定につきましては、学校環境衛生基準に基づき、学校ごとに年2回実施しているところでございます。

実施時期につきましては、学校薬剤師の指導のもと、エアコンの使用により、二酸化炭素濃度が高くなると考えられる、夏と冬にそれぞれ1回実施しているところでございます。

測定の結果、ほとんどの場合において、学校環境衛生基準で望ましいとされている、1, 500 ピーピーエム以下となっているところでございます。

発言番号 2-2	通告第 1 号	石田 利春 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

5 小中学校の体育館へのエアコン設置を急ぐべき

《質問の要旨》

- (1) 体育館へのエアコン設置を急ぐべきと考えます。これまでの取組の進捗を伺う。
- (2) 新たに建設する体育館にエアコンを設置すべきと考えるが、いかがか。

【答弁原稿】

大項目5のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

これまで、エアコン設置に向けた課題の抽出を行うとともに令和4年度は、先進自治体の視察を行ったところでございます。

次に (2) でございます。

斎藤議員のご質問にご答弁いたしましたとおり、まずは中学校の体育館へのエアコン設置を検討してまいります。

発言番号 2-6	通告第 24 号	渡辺 昌代 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

4 学校給食センターの空調設備工事の進捗と今後について

《質問の要旨》

- (1) この間の進捗状況と対応について説明を求める。
- (2) 事故の検証と報告書はできたのか、市民への公開はしたのか伺う。
- (3) 学校給食調理・調理員に対応した事項とその経費を伺う。
- (4) 凍結防止対策はどのようになるのか、11月議会の予算計上で間に合うのか伺う。今後対策にかかる経費はいくらになるのか伺う。
- (5) 凍結防止マニュアル等は改善されたのか伺う。
- (6) 製造業者による保守プランは何も行われていなかったが、今後の対応を伺う。
- (7) 給食センターの建設は分散型にすべきと反対してきたが、市はどのように捉えているのか。今後の管理はどのようにしていくのか。

【答弁原稿】

大項目4のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

令和5年8月10日に、空調設備凍結防止対策工事設計業務委託、また、8月28日に、空調設備改修工事の契約をそれぞれ締結したところでございます。

また、室温が高くなりやすい調理室に、スポットクーラーと送風機を設置しております。

次に、(2)でございます。

学校給食センターの空調設備につきましては、故障後に市、施工業者、製造業者及び維持管理業者で現場を確認したところでございます。

その後、製造業者及び維持管理業者から、令和5年1月24日から26日に到来した強い寒波の影響により、凍結破損したとの報告を受けたところでございます。

また、市民の皆様に対しましては、引き続き学校給食を提供していることや、故障した空調設備の復旧と凍結防止対策を進めることについて、市ホームページでお知らせしております。

次に、(3)でございます。

学校給食の調理につきましては、工程に細心の注意を払い、徹底した衛生管理のもと実施しているところでございます。

また、調理員に対しましては、保冷剤を使用したアイスベスト及びネッククーラーを配布し、それらの着用と十分な水分補給を呼びかけるなど、体調に配慮しているところでございます。

アイスベスト及びネッククーラーの購入費用は、約78万円でございます。

次に、(4)でございます。

凍結防止対策工事につきましては、先の議会でご答弁申し上げましたとおり、令和6年度当初予算に計上することを考えているところでございます。

次に、(5)でございます。

現在、凍結防止対策の設計業務と復旧工事を同時に進めておりますことから、これらの業者と維持管理業者及び市の4者で改めて、凍結防止対策について検討し、その内容を業務マニュアルに反映してまいりたいと考えております。

次に、(6)でございます。

製造業者による保守プランの内容につきましては、維持管理業者が実施する点検項目に概ね含まれていることから、製造業者と契約することは考えていないところでございます。

次に、(7)でございます。

学校給食センターの整備にあたりましては、学校給食の献立内容や質の統一、食物アレルギーへの対応、将来的な財政負担に関することなど、様々な視点から

検討し、現在の学校給食センターの設置を決定したものであり、その判断は妥当であると考えております。

今後は、予防保全の考え方に基づき、施設を適切に維持管理してまいります。

発言番号	3-1	通告第	11号	貴志 信智 議員
------	-----	-----	-----	----------

《質問事項》

1 市内小中学校の修繕を先送りにするべきではない

《質問の要旨》

(1) 市内の中学校で未だに「是正」箇所が放置されている現状を市長はどうのように考えるか。見解を伺う。

【答弁原稿】※市長答弁

大項目1の(1)のご質問に対してご答弁申し上げます。

市内には、休校中を含め、32の小中学校がございます。

その施設の多くが、昭和40年代から50年代の人口急増期に建てられたものでございます。

これまで、修繕や工事等を順次、実施してまいりましたが、老朽化の進行においつかず、全てに対応ができていない状況にあることは、認識しております。

安全で安心な教育環境を整えるため、こうした状況は、改善していかなければならないと考えているところでございます。

全ての不具合を一度に解消することはできませんが、できる限り早く対応してまいります。

発言番号	3-1	通告第	11号	貴志 信智 議員
------	-----	-----	-----	----------

《質問事項》

1 市内小中学校の修繕を先送りにするべきではない

(3) 外壁に「是正」の指摘があるにもかかわらず、今年度一般会計補正予算第4号において、栗橋東中、栗橋西中、鷺宮西中を選定しなかった理由と今後の方針を伺う。

(4) 建築基準法第12条による「防火設備」点検の不具合について、これまで修繕がされなかつた理由と今後の方針を伺う。

(5) 建築基準法第12条による「建築設備」点検の換気扇の不具合について、これまで修繕がされなかつた理由と今後の方針を伺う。

(6) 消防法による点検の不具合をいつまでに是正するのか、方針を伺う。

【答弁原稿】

大項目1の(3)のご質問に対してご答弁申し上げます。

外壁の調査及び改修設計のための予算を計上した12校につきましては、建築基準法第12条による点検の結果、「要是正」の指摘があった学校の中から、特に劣化や損傷が著しく、久喜東中学校のように外壁落下の危険性が高いと判断した学校を選定しております。

ご質問の3校を含めた、その他の学校についての外壁の不具合につきましては、外壁の調査及び改修設計のための予算と同時に計上した緊急外壁修繕工事費により対応し、全面的な調査・設計・工事につきましては、今後、順次、実施してまいりたいと考えております。

次に(4)、(5)、(6)のご質問は関連がございますことから一括してご答弁申し上げます。

学校施設につきましては、人口急増期に建てられたものが多く、経年による劣化が進行しており、法定点検の指摘事項を含め、不具合等が多い状況でございます。

このような中、学校における電気系統の故障や給排水管の漏水等、ただちに対応しなくてはならないものや、全ての小中学校から出される要望を中心に、修繕を行ってまいりました。

そのようなことから、施設の不具合等への対応が行き届かなかつたところでございます。

今後については、法定点検の指摘事項の早期是正に努めてまいります。

発言番号 3-3	通告第 6 号	春山 千明 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

- 1 図書館サービスの在り方を考えた時に図書館におけるレファレンスサービスを充実すべきだと考えるがいかがか伺う。

《質問の要旨》

- (1) 久喜市立図書館においてのレファレンスサービスの現状を伺う。
- (2) 図書館においてのレファレンスサービスの在り方の認識を伺う。
- (3) 利用者のニーズをより高めるために図書館のレファレンスサービスを充実していくことが重要だと考える。いかがか伺う。

【答弁原稿】

大項目1のご質問に対して、順次、ご答弁申し上げます。

はじめに（1）でございます。

現在、本市では、4館すべての市立図書館におきまして、レファレンスサービスを行っているところでございます。

利用実績につきましては、令和2年度は3,682件、令和3年度は5,812件、令和4年度は6,463件の申込みがございました。

次に、（2）でございます。

レファレンスサービスとは、図書館に寄せられた利用者の知的好奇心や疑問を解決するため、参考となる資料や情報を提供し、学習活動を支援するサービスであり、図書館の役割の中でも必要不可欠であると認識しているところでございます。

そのため、主に貸出しに供する本だけではなく、事典などの参考図書やデジタルアーカイブを含む郷土資料の収集につきましても充実を図っているところでございます。

次に、（3）でございます。

図書館サービスの向上を図る上で、これまで、開館時間の延長やデジタル図書を含めた資料の収集保存、図書に親しむための講座の企画開催など、様々な取組みを実施してまいりました。

そのような中、レファレンスサービスにつきましても、毎年度、職員研修を実施するなど、質の向上を図っております。

また、令和5年3月10日には、国立国会図書館が構築しているレファレンス協同データベースへ登録し、参加館のみに公開されているレファレンス事例を参照できるようになりました。

今後は、他の参加館の事例を活用するなど、図書館職員のレファレンススキルの向上を図ってまいりたいと考えております。

発言番号 3-1	通告第 18 号	杉野 修 議員
----------	----------	---------

《質問事項》

4 学校給食費の無償化実施で子育て世帯への支援、人口増加に効果ある決定打を

《質問の要旨》

（1）国は「地方公共団体が児童の給食費を補助することを禁止していない。全額補助も法律違反ではない。」との考え方を国会で表明している。また、義務教育の無償化について、教科書、学用品、学校給食費、交通費

を無償化したい理想を持っている。このことについて、市はどのように捉えるか伺う。

- (2) 2024年度から学校給食費の無償化実施に向けた検討を求めるがいかがか。

【答弁原稿】

大項目4のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

保護者の経済的負担の軽減を図ることなどを目的に、学校給食費の補助または無償化をすることにつきましては、各自治体の実情に応じて実施されているものと認識しております。

次に、(2) でございます。

国が令和5年6月に策定した「こども未来戦略方針」では、学校給食費の無償化の実現に向けて、全国ベースで実態調査を行い、その上で、課題を整理し、具体的な方策について検討することが示されておりましたことから、国の動向を注視してまいります。

発言番号 3-5

通告第 15 号

川内 鴻輝 議員

《質問事項》

1 中学校の部活動の地域移行について

《質問の要旨》

- (1) 部活動の地域移行の現状と認識している課題について伺う。
(2) 部活動の地域移行について、今後のスケジュールを伺う。
(3) 平日と休日の部活動の顧問に対する手当の支出状況について伺う。
(4) 部活動指導員をはじめとする地域人材の現在の募集方法と活用状況について伺う。
(5) 今後の部活動の地域移行について、下記の考え方について伺う。
ア 指導者の賃金とその財源
イ 生徒からの会費（指導料や月謝）の徴収
ウ 人材（指導者の質と量）の確保
エ 生徒と指導者のマッチング
オ 活動日数及び活動時間
カ 施設と用具の提供
(6) 複数校での合同チームや合同練習の考え方について伺う。
(7) 市内にモデル校を設置し、実践研究を行ってはいかがか。

【答弁原稿】

大項目1のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

本市においても少子化が進んでおり、教員の働き方改革を踏まえ、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するためには、速やかに部活動改革に取り組む必要があると認識しております。それには、学校部活動が担ってきた中学生のスポーツ・文化芸術活動の機会を、地域スポーツ・文化芸術が支えていくという視点で、新たに地域クラブ活動を整備し、移行する必要があります。

そこで、本市は、国が示した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び県の方針に基づき、中学校の部活動について、地域クラブ活動への移行を段階的に進めることとしました。今年度は、県が進める「運動部活動の地域移行等に向けた実証事業」に応募し、令和5年度から令和7年度までの3年間で、休日の地域クラブ活動の実証研究を行い、活動環境の整備を進めてまいります。なお、この事業には、県内で本市を含め6市が指定を受けています。

地域クラブ活動への移行を進めていくにあたり、中学生を受け入れる受け皿となる地域スポーツ・文化芸術団体が不足していること、中学生の発達段階に対応した指導者の確保が難しいこと、平日は学校部活動、休日は地域クラブ活動となるので、部活動顧問の教員と地域クラブ活動指導者との連携を図る必要があること、保護者の参加費用負担に伴い格差が生じることがないようにすることなど、多くの課題がございます。

次に、(2) でございます。

県が進める「運動部活動の地域移行等に向けた実証事業」の委託を受け、本年8月に「令和5年度久喜市中学校地域クラブ活動実施要領」を作成しております。本要領に基づき、地域クラブ活動指導者の委嘱を行うとともに、生徒に対して参加希望をとり、県の実証事業の期間に合わせ、令和5年10月から令和6年2月にかけて休日の地域クラブ活動を実施します。あわせて、生徒や関係者を対象とするアンケート調査を行い、検証をすることで、次年度以降の体制整備につなげてまいります。

次に、(3) でございます。

県費負担教職員に支給される教員特殊業務手当の一つに、部活動の指導に係る手当があり、教員が休日に3時間程度の部活動指導を行った場合に2,700円が支給されます。なお、平日の部活動については支給の対象とはなっておりません。

次に、(4) でございます。

現在任用している部活動指導員は、公募の上、面接を行い、希望する学校に配

置しております。配置された学校からは、専門的な指導を受けられ、教員の負担軽減になっているとの報告を受けています。

また、学校には、部活動指導員以外にも、ボランティアで指導していただいている方もおります。

次に、(5) のアでございます。

県の実証事業では、指導者の謝礼の上限を1時間あたり1,600円としていることから、本市の指導者についても、1時間1,600円の謝礼としております。財源については、令和5年度は、県の実証事業の委託に係る事業費を充当します。

次に、イでございます。

令和5年度については、生徒から会費の徴収は行わず、県の実証事業の委託に係る事業費を活用します。

将来的には、保護者の理解を得られる金額を参加費として徴収することが必要であると考えております。

次に、ウでございます。

今年度は、現在部活動に関わっている方など、地域の方で指導をお引き受けいただける方を、各中学校長に依頼しています。また、ホームページに掲載し、公募により指導者を確保してまいります。

次に、エでございます。

地域クラブ活動の指導者と生徒とのマッチングは、生徒をよく理解している教員とは異なり、難しい課題であると捉えております。参加する生徒の意向を踏まえ、学校及び部活動顧問と連携し、活動方針や活動内容等を決めていくことが必要であると考えております。

次に、オでございます。

地域クラブ活動においても、「久喜市中学校部活動ガイドライン」に準じて実施することとなります。したがって、土日のうち1日を休養日とすることになりますが、大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替えることもできます。

また、1日あたりの活動時間については原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるようにいたします。

次に、カでございます。

地域クラブ活動においても、原則、各学校の体育施設・教室・用具等を活用することになりますが、学校施設の管理については、事前に地域クラブ活動の指導者と学校が打合せを行い、適切に利用できるようにいたします。

次に、(6) でございます。

生徒数の減少に伴い、部員数が競技人数を下回ることで、単独の学校では大会に出場できない、効果的な練習ができなくなるといった課題があり、現在も、野

球部やサッカーチームなどで合同チームを編成し、大会に出場しております。

地域クラブ活動についても、複数校を対象とする編成や合同チームの編成をすることで、生徒が希望する競技への参加が可能となると考えます。

次に、(7) でございます。

実証事業では、特定の中学校をモデル校として実施するのではなく、各中学校における部活動の状況と課題を把握しながら、無理のない形でできるだけ多くの生徒が地域クラブ活動に取り組むこととしています。その取組みにより、多くの事例を集め、今後に向けた効果検証を行っていきたいと考えております。

発言番号 3-5	通告第 15 号	川内 鴻輝 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

2 今後の市内各地区における体育祭の運営について

《質問の要旨》

- (1) 市民体育祭のコンセプトについて伺う。
- (2) 現在の体育祭の問題点や課題をどのように認識しているのか伺う。
- (3) 出場選手確保の目的から、開催方法を柔軟に検討すべきと考えるが、市の見解について伺う。
- (4) 公民館事業推進室の体制を強化すべきと考える。現在の体制と今後の方針性について、市の見解を伺う。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに(1)でございます。

市民体育祭は、スポーツを通じた市民の皆様の心身の健全な育成とスポーツ・レクリエーション活動の推進、地域コミュニティの醸成を図ることを目的として開催するものでございます。

次に、(2)でございます。

体育祭にご協力いただいている地元の関係団体からは、高齢化の進行に伴い、競技に参加できる人が減少していること、体育祭当日の競技役員の選出に苦慮していることを伺っているところでございます。

次に、(3)でございます。

令和5年度の各市民体育祭は、地域の皆様との協議の中で、様々なご意見をいただきいたうえで、プログラムを決定したところでございます。

具体的には、「競技種目は誰でも参加しやすいものとしてほしい」、「自由参加種目を増やしてほしい」、「対抗種目は誰でも参加しやすい競技としてほしい」等の

ご意見をいただきました。

そのようなことから、競技種目の見直しを図ったところでございます。

今後につきましても、誰もが参加できる市民体育祭とするため、体育祭開催後の反省や課題等を踏まえて、見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、(4) でございます。

公民館事業推進室は、現在、室長以下8名体制で、年間90事業の実施を目指に取り組んでいるところです。

現在のところ、これらの事業は達成の見込みであり、今後も引き続き、事業の推進に向け、取り組んでまいります。

発言番号 4-4

通告第 22 号

川辺 美信 議員

《質問事項》

4 公民館廃止後のコミュニティセンターの状況と公民館事業推進室について

《質問の要旨》

- (6) 公民館事業の現在の進捗状況について伺う。
- (7) 公民館事業の実施や日常的な地域とのつながり、公民館事業運営委員との連携はどのように行っているのか伺う。
- (8) 8人の公民館事業推進室の職員で事業を回すことは、事業の推進と業務量から推測すれば明らかに足りていない。増員すべきと考えるが見解を伺う。
- (9) コミュニティセンターと公民館事業推進室の職員の連携は、どのように図っているのか伺う。

【答弁原稿】

大項目4の(6)から(9)のご質問に対してご答弁申し上げます。

はじめに、(6) でございます。

令和5年度の公民館事業については、年度当初に各地区で開催した公民館事業運営委員会議において事業計画の承認をいただき、それを基に事業を実施しているところでございます。

8月末現在の実績で、28事業、84日となっており、概ね計画どおりの進捗でございます。

次に、(7) でございます。

公民館事業については、これまでと同様に地域のコミュニティセンターを拠点として開催しており、地域に密着した事業となるよう取り組んでおります。

また、市民体育祭等、地域の皆様との協議が必要な場合は、公民館事業推進室

の職員が地域に赴き会議を開催するなど、相互理解が図れるよう努めているところでございます。

公民館事業推進室では、これまでと同様に、公民館事業運営委員との定例会議のほか、必要に応じて臨時会議を開催し、公民館事業の運営について議論を尽くしたり、情報共有を図っているところでございます。

次に、(8) でございます。

公民館事業推進室は、ご質問のとおり、室長以下8名体制で、各種事業の実施に取り組んでいるところでございます。

年間90事業の実施を目指としており、現在のところ、達成の見込みでございまして、必要な人員が確保されていると考えております。

今後も、必要な人員の確保に努めてまいります。

次に、(9) でございます。

コミュニティセンターを会場に公民館事業を実施するにあたり、コミュニティセンターの職員には、会場設営への配慮、地域の皆様にご提出いただく書類の受領や公民館事業への問い合わせに対する取次等に協力をいただくなど、連携を図っているところでございます。

発言番号 4-5

通告第 20 号

新井 兼 議員

《質問事項》

2 切れ目のない歯・口腔の健康づくり支援体制の構築を推進すべき

《質問の要旨》

- (3) 学校歯科健診で歯科への受診が必要と診断されたにもかかわらず、未受診だった児童・生徒へアプローチが重要と考える。また、口腔崩壊についての認識及び児童・生徒の状況について、教育委員会の見解を伺う。
- (4) 市内の保育所・幼稚園・認定こども園、小・中学校でのフッ化物洗口の実施状況について伺う。またフッ化物洗口の必要性について、市及び教育委員会の見解を伺う。

【答弁原稿】

大項目2の(3)及び(4)のご質問にご答弁申し上げます。

はじめに、(3) でございます。

市内の小・中学校では、学校保健安全法に基づき、児童生徒に対し、定期健康診断の検査項目として、学校歯科医による歯科検診を実施しているところでございます。

この歯科検診の結果、治療を要するむし歯や口腔内の異常などが発見された

児童生徒及びその保護者に対しましては、学校から歯科医の受診などを指導し、年度内に治療を完了するよう指導しているところでございます。

また、治療が完了した際には、受診完了報告書の提出を求めているところでございます。

むし歯が10本以上あるなど口腔崩壊の疑いがある児童生徒については、生活困窮や児童虐待が懸念される場合もございます。

学校では、そのような事例を把握した際には、適宜関係機関と連携し対応しているところでございます。

次に、(4)でございます。

文部科学省から発出された「学校における集団フッ化物洗口について」によりますと、集団フッ化物洗口の実施にあたっては、歯科医師会、保護者、学校といった関係者間の合意形成が標準的な取組手順の一つとして示されているところでございます。

市内の小・中学校では、現在、児童生徒に対してフッ化物洗口は実施しておりますが、今後、関係者のご意見を伺ってまいります。

なお、市内の私立幼稚園については、実施していないことを確認しております。

発言番号 4-6

通告第 19 号

猪股 和雄 議員

《質問事項》

- 久喜市の公共施設の老朽化による施設・設備の破損、故障が相次いでいるにもかかわらず、維持補修が先送りされてきたことが明らかになっている。公共施設全体の点検と、速やかな維持補修を進めるべきであるが、現状把握と今後の方針を問う。

《質問の要旨》

6月定例会議の一般質問で、排水設備の故障が発生し補修されていない施設が11施設であった。

- ア 今年度中に補修する予定が8施設、来年度予定が1施設（桜田小学校）、三箇小学校と栗橋東中学校は「経過観察中」と聞いているが、いつ補修するか。

【答弁原稿】

大項目1の(1)のアのご質問に対してご答弁申し上げます。

三箇小学校及び栗橋東中学校のトイレ排水不良につきましては、流れが悪いと感じることがあるとのことから、経過観察としていたものでございまして、この度、改めて学校に確認をしたところ、現在も通常通り流れているとのことでござります。

ざいました。

このようなことから、現時点で修繕を実施する予定はございませんが、引き続き、経過観察を行ってまいります。

発言番号

4-6

通告第 19 号

猪股 和雄 議員

《質問事項》

2 小中学校の雨漏りの完全解消を進められたい

《質問の要旨》

- (1) 菖蒲小学校、桜田小学校、東鷺宮小学校、久喜中学校の雨漏りは令和5年度中に解消する見込みと考えてよいか。
- (2) 栗橋西中学校の雨漏り解消の見通しを問う。
 - ア 栗橋西中学校の体育館の雨漏りは、令和5年度中に解消するのか。
 - イ 同校の大規模改造工事は令和6年度に実施するのか。また、図書室、音楽準備室、校舎北側壁の雨漏りは解消しているのか。
- (3) 今後、雨漏りが発生した場合は、大規模改造工事ではなく、屋上防水設備の補修など緊急で対応すべきだが考えを伺う。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

「市内小中学校からの修繕要望124箇所」のうち、雨漏り修繕の要望のあつた学校につきましては、栗橋西中学校を除き、令和5年度中に修繕工事を実施する予定でございます。

なお、雨漏りの原因箇所の特定は、非常に難しいことから、修繕工事を実施しても、完全に解消できない可能性もございます。

次に、(2) のアでございます。

栗橋西中学校の屋内運動場につきましては、令和5年度中に修繕工事を実施する予定でございます。

次に、(2) のイでございます。

栗橋西中学校の大規模改造工事につきましては、設計を令和5年度に完了させ、令和6年度に工事を実施したいと考えておりますが、工事の内容や学校運営を考慮し、2ヶ年に分けて工事を実施する場合もございます。

そのようなことから、雨漏り対策のための改修工事につきましても、2ヶ年に渡る可能性がございます。

また、図書室、音楽準備室、校舎北側壁につきましては、現在のところ、雨漏

りは確認されておりませんが、経過観察を継続しながら、雨漏りが発生した場合は、適宜、応急修繕を行ってまいります。

次に、(3)でございます。

現在、大規模改造に着手している学校以外で、雨漏りが発生した場合につきましては、状況に応じて、改修工事を行ってまいりたいと考えております。

発言番号 4-6

通告第 19 号

猪股 和雄 議員

《質問事項》

- 5 小中学校の「暑すぎる教室」の解消のため、「校舎の断熱化」は緊急の課題である。校舎大規模改造計画の柱のひとつとして見直しを進めるべきである。校舎の断熱化に当面必要な対策は、屋根と天井の間に断熱材を入れる、窓に内窓を設置することだけで、効果を上げるとと言われている。冬期は屋内の熱を逃がさないので暖房効果も上がる。

《質問の要旨》

- (1) 暑すぎる教室の解消が、命に関わる新たな緊急の課題としてとらえられてきている。電気代の高騰や消費電力の抑制のために最も有効なのは、断熱性能の向上である。小中学校の大規模改造基本方針を、断熱改修を柱のひとつに据えて見直していただきたい。
- (2) 2024年度以降に大規模改造工事を行う、桜田小学校、栗橋西中学校の大規模改造工事の設計の中に、「断熱化」の工事を加え、見直しを提案する。
- (3) 桜田小学校、栗橋西中学校の次に大規模改修工事を行う対象校はどこか。「断熱化」を考慮に入れて、設計業務を進めさせていただきたい。

【答弁原稿】

大項目5の(1)、(2)、(3)のご質問は関連がございますことから一括してご答弁申し上げます。

「建物の断熱化」につきましては、外気に左右されることなく、室内の温度を安定させ維持することができ、冷暖房の消費電力抑制にも有効であると、認識しているところでございます。

そのようなことから、令和5年度に実施する桜田小学校及び栗橋西中学校の大規模改造工事設計業務において、断熱性の効果や工法、費用、工期、学校運営に与える影響等を踏まえた検討を行ったうえで、「久喜市立小・中学校大規模改造基本方針」の見直し等につきまして、今後、検討してまいります。

なお、現時点において、桜田小学校と栗橋西中学校の次の大規模改造工事対象

校は、決まっておりませんが、同様に断熱化について、検討してまいりたいと考えております。

発言番号 4-6	通告第 19 号	猪股 和雄 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

6 体育館のエアコン設置を計画的に進めるよう求める。

《質問の要旨》

体育館にエアコン設置は必須であることから、つくばみらい市で実証実験を行っている「体育館専用換気機能付き空調機」を検討していただきたい。

【答弁原稿】

大項目6のご質問に対してご答弁申し上げます。

学校の体育館へのエアコン設置にあたりましては、緊急防災・減災事業債や学校施設環境改善交付金の活用を考えております。

ご質問の「換気機能付き空調機」が、これらの対象となるかも含め、検討してまいります。

イ 久喜市議会令和5年9月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について

久喜市議会				教育委員会 審議等状況
議案番号	件 名	上段：上程年月日 下段：議決年月日	議決 結果	
議案 第13号	令和4年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について	令和5年8月30日 令和5年9月28日	認定	—
議案 第22号	令和5年度久喜市一般会計補正予算（第5号）について	令和5年8月30日 令和5年9月28日	可決	令和5年8月定例会 教育長報告ア
議案 第30号	久喜市教育集会所条例及び久喜市教育集会所運営委員会条例の一部を改正する条例	令和5年8月30日 令和5年9月28日	可決	令和5年8月定例会 議案第54号

**教育長報告ウ 「久喜市教育委員会事務局職員の人事について」につきまして
は、人事案件であるため非公開です。**

**教育長報告Ⅰ 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」につき
ましては、人事案件であるため非公開です。**

【職種】

- 1 学校業務員**
- 2 スクール・サポート・スタッフ**

**教育長報告オ 「久喜市武道外部指導者の委嘱について」につきましては、人
事案件であるため非公開です。**